

冬休み学童クラブの

利用申込を受け付けます

市では、冬休み期間中に公設学童クラブの利用を希望する方の申し込みを受け付けます。

<利用料>

	12月24日(木)～28日(金)	1月4日(土)～6日(日)
一般	3,750円	2,250円
同一世帯で2人以上利用する世帯	2人目以降 1,870円	2人目以降 1,120円
前年度市町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等	1,870円	1,120円
生活保護世帯	無料	無料

※日曜日・休日は除く

※利用料は利用日数に関わらず定額

※その他おやつ代・保険料・特別な行事の際は実費負担あり（昼食は弁当を持参）

※ひとり親家庭等：児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費等助成を受給している世帯

◆対象

市内小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生

◆利用時間

7時30分～18時30分

◆募集学童クラブ

・東郷第1学童クラブ 若干名
（東郷福祉センター内）

・東郷第2学童クラブ 若干名
（旧東郷地区集会場）

・二宮学童クラブ 若干名
（二宮小学校内）

・せんだん学童クラブ 若干名
（茂原小学校敷地内）

・中の島学童クラブ 若干名
（中の島小学校内）

※原則として、東郷第1学童クラブは3年生以上、第2学童クラブは1・2年生が利用

※申込人数が定員を超えた場合は選考

申込み・問合せ
〒297-8511
茂原市道表1
保育課（8階）
☎(36)5656
FAX(20)1606

◆申込締切 11月29日(金)
※土日・休日を除く

◆申込方法

申込書類に必要事項を記入し、保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）を添付の上、保育課へ持参または郵送。

申込書類は、保育課または同課ウェブページから入手。

※申し込みは全ての書類が揃うまで受付できません。

※就労証明書等の取得に日数を要する場合がありますので、お早めに書類の入手をお願いします。



一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で下表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することにより、それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

障害の区分	程度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ・音声、言語機能の著しい障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ・1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	①の1、①の2、Aの1、Aの2

問合せ 国保年金課（2階） ☎(20)1503 FAX(20)1600